

8 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載して下さい。（集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等）

--

9 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には以下も記載して下さい。

（留意事項）

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付して下さい。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するため要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

9-1 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載して下さい。（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載して下さい。）

--

9-2

その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 月 日

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 月 日（直近の実績）

1-2 申請者の氏名等

申請者 (○をつけてください)	住 所	職 業	氏 名
譲渡人 譲受人 (貸人) (借人)	(TEL - -)		
譲渡人 譲受人 (貸人) (借人)	(TEL - -)		
譲渡人 譲受人 (貸人) (借人)	(TEL - -)		

農地法第3条許可申請書添付書類

1 譲渡人（貸人）

(1) 譲渡（貸付）しようとする**土地の全部事項証明書**（法務局より）

※土地所有者の現住所と土地の全部事項証明書の所有者の住所が違う場合、住所のつながりがわかる書類（戸籍の附票など）も必要です。

(2) 申請書提出に来られない場合は、以下の書類

- ・委任状（委任者の実印を押印してください）
- ・印鑑証明（市民課・各総合支所等で取得）

(3) 生前一括贈与及び農業者年金の経営移譲の場合は**資産証明書**
(市役所税務課より)

2 譲受人（借人）

(1) 申請書提出に来られない場合は、以下の書類

- ・委任状（委任者の実印を押印してください）
- ・印鑑証明（市民課・各総合支所等で取得）

(2) 大館市以外にお住まいの方（北秋田市、鹿角市等）は**耕作証明書**
(住所地の農業委員会より)

(3) 法人の場合は**定款**

(4) 農地所有適格法人の場合は、**組合員名簿又は株主名簿**の写し

7(農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等)において対象となる規定

1 農地法(昭和27年法律第229号)

①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

②第4条(農地の転用の制限)

③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

④第42条(措置命令)

2 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)(昭和44年法律第58号)

①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)

②第15条の3(監督処分)

3 種苗法(平成10年法律第83号)

育成者権又は専用利用権の侵害(第20条及び第25条参照)

4 農薬取締法(昭和23年法律第82号)

第24条(使用の禁止)

8 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載して下さい。（集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等）

9 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には以下も記載して下さい。

（留意事項）

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付して下さい。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するため要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

9-1 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載して下さい。（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載して下さい。）

9-2

その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 月 日

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 月 日（直近の実績）

1-2 申請者の氏名等

申請者 (○をつけてください)	住 所	職 業	氏 名
譲渡人 譲受人 (貸人) (借人)	(TEL - -)		
譲渡人 譲受人 (貸人) (借人)	(TEL - -)		
譲渡人 譲受人 (貸人) (借人)	(TEL - -)		

農地法第3条許可申請書添付書類

1 譲渡人（貸人）

(1) 譲渡（貸付）しようとする**土地の全部事項証明書**（法務局より）

※土地所有者の現住所と土地の全部事項証明書の所有者の住所が違う場合、住所のつながりがわかる書類（戸籍の附票など）も必要です。

(2) 申請書提出に来られない場合は、以下の書類

- ・委任状（委任者の実印を押印してください）
- ・印鑑証明（市民課・各総合支所等で取得）

(3) 生前一括贈与及び農業者年金の経営移譲の場合は**資産証明書**
(市役所税務課より)

2 譲受人（借人）

(1) 申請書提出に来られない場合は、以下の書類

- ・委任状（委任者の実印を押印してください）
- ・印鑑証明（市民課・各総合支所等で取得）

(2) 大館市以外にお住まいの方（北秋田市、鹿角市等）は**耕作証明書**
(住所地の農業委員会より)

(3) 法人の場合は**定款**

(4) 農地所有適格法人の場合は、**組合員名簿又は株主名簿**の写し